

乳幼児フッ化物塗布のご案内

フッ化物は歯の質を強化し、むし歯になりにくくなります。
乳幼児を対象にしたフッ化物塗布を次のとおり実施します。
○日 時 6月19日(水) 午後1時～1時半
○場 所 総合保健福祉センター2階『すこやかひろば』

開催の案内は
個別通知しません。
年3回になるように受けると
効果があります。

子どもの歯を守る

問/福祉事務所子育て支援係 ☎72-1123(内線508)

むし歯ゼロのお友だち

4月10日に行われた3歳児健康診査で、むし歯がなかったお友だちを紹介します。



子育て info

- 6月12日(水)3歳児健診
 - 6月19日(水)2歳児歯科健診
- それぞれ、対象児には個別に案内しています。

●予防接種

予防接種は病気にかかる前にワクチン接種しておくことが大事なポイントです。[生後2カ月からのワクチンデビュー]をおすすめしています。

●「子ども発達相談室」

言葉など発達に関して気になるお子さんへの支援やその周りの大人への関わり方の助言をします。どうぞご相談ください。お一人ずつ予約制で対応させていただきます。

- 対象児 未就学児
- 期 日 毎週金曜日 午前中
- 場 所 串間市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば

ハッピー スマイル

きくなが しえり
菊永 詩愛莉ちゃん
平成30年6月25日生

きくなが たかし とみ
菊永卓志さん・友美さんの長女
(福島地区・上町)



ちょっぴり恥ずかしがり屋ですが、ひろばでは他の子どもたちとよく遊んでいます。子育ては初めてなので大変ですが、楽しいことの方がたくさんあるので充実しています。これから優しくてみんなを笑顔にしてあげられるような子に育ってほしいです。

Happy Smile

児童手当現況届のお知らせ

問/福祉事務所 こども政策係 ☎72-1123(内線507)

すくすく のびのび

子育て支援情報

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うお子さんの健やかな成長に資することを目的としています。

認定を受けたあとも、引き続き児童手当を受け取るためには、毎年6月に現況届が必要です！

現況届は、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。受給者(保護者)の保険証、印鑑、通帳(口座を変更する場合)を持参の上、福祉事務所こども政策係、または各支所で手続きをしてください。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

【子ども医療費受給資格証の差し替えについて】

お手持ちの平成と書かれた資格証を児童手当の現況届の際に、福祉事務所または各支所で令和と書かれたものと差し替えます(福祉事務所から児童手当が支給されている方のみ。公務員等については、郵送で対応いたします)。

なるほど児童手当

支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給額

表1

対象児童の年齢	児童手当(月額)	特例給付※1(月額)
3歳未満	15,000円	児童1人につき一律5,000円
3歳～小学生	第1,2子 10,000円	
	第3子以降※2 15,000円	
中学生	10,000円	

※1児童を養育している方の所得が所得制限限度額(表2)以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※2「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

表2

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0

支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。
例)6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

手続き方法

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に申請が必要です(公務員の場合は勤務先に申請)。申請は、出生や転入から**15日以内**に行ってください。市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。

ただし、出生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。手続きが必要となるのは以下の場合です。

- ※初めてお子さんが生まれたとき
- ※第2子以降の出生などにより養育するお子さんが増えたとき
- ※他の市区町村に住所が変わったとき
- ※公務員になったとき、または公務員でなくなったとき

【手続きに必要な添付書類】

- ・請求者(保護者)の健康保険被保険者証
- ・印鑑(シャチハタは不可)
- ・請求者名義の通帳
- ・請求者および配偶者の個人番号カード、または個人番号通知カードおよび本人確認書類
- ・児童が串間市外に住んでいる場合
→児童の個人番号カード、または個人番号通知カード